



2024年11月8日

各 位

会 社 名 鈴与シンワート株式会社  
代表者名 代表取締役 徳田 康行  
(コード番号 9360 東証スタンダード)  
問合せ先 総務・人事部長 大川 正  
(TEL 03-5440-2800)

## 鈴与シンワート株式会社による株式会社インタークエストの完全子会社化に関する 株式交換契約締結（簡易株式交換）及び子会社の異動に関するお知らせ

鈴与シンワート株式会社（以下「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、当社の持分法適用会社である株式会社インタークエスト（以下「インタークエスト」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を受けずに、また、インタークエストにおいては、2024年11月25日開催予定の臨時株主総会にて本株式交換の承認を受けた上で、2024年12月2日を効力発生日として行われる予定です。

また、本株式交換の実行により、インタークエストは当社の子会社となりますので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### I. 本株式交換について

##### 1. 本株式交換の目的

当社は、2025中期経営計画の経営ビジョン「徹底した現場力の向上による収益構造の改革」の下、システム開発、ソリューションサービス及びクラウドサービスの各事業領域における受注・売上の拡大と収益性の改善を進めております。

一方、1995年8月に大阪市に設立したインタークエストは、長年のシステム開発の実績に裏付けされた確かな技術を有していたことから、2014年12月より当社が出資し、当社の持分法適用会社となっております。

今年、創業30周年を迎えている同社は、近年では予約システム「リザエン」に代表されるプロダクト販売や、デザインから保守・クラウドまでワンストップサービスを提供するWebシステム開発を中心とした情報サービス事業で、安定した業績を継続しております。

現在、企業にとっては、取り巻く外部環境の急速な変化に伴ってビジネスモデル変革や経営の変革が求められる中でデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が不可欠な状況であり、情報サービス産業においては、お客様のDX推進のための多様な需要に応えることが求められております。

このような環境の下、当社といたしましては、更なる成長のための意思決定・戦略実行スピードの向上を図るとともに、ソリューションサービス、クラウドサービスにおけるシナジー等によって、当社グループの情報サービス事業の収益力の更なる向上を図るため、本株式交換によりインタークエストを完全子会社化することといたしました。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 本株式交換の日程

株式交換契約承認取締役会決議日（両社）	2024年11月8日
株式交換契約締結日（両社）	2024年11月8日
株式交換承認臨時株主総会（インタークエスト）	2024年11月25日（予定）
本株式交換の効力発生日	2024年12月2日（予定）

### (2) 本株式交換の方式

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、インタークエストを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに、また、インタークエストにおいては、2024年11月25日開催予定の臨時株主総会にて本株式交換の承認を受けた上で、2024年12月2日を効力発生日として行われる予定です。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	インタークエスト (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.605
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：271,040株（予定）	

#### 注1) 株式の割当比率

インタークエストの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.605株を割当交付いたします。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社合意の上、変更されることがあります。

#### 注2) 株式交換より交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、当社がインタークエストの発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるインタークエストの株主（当社を除く。）に対して、その所有するインタークエスト株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を交付いたします。なお、交付する当社株式には、別途実施する当社株式の取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を通じて保有することとなる自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。本自己株式取得に関する概要については、本日別途公表する「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」をご参照ください。

#### 注3) 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満）を保有することとなるインタークエストの株主においては、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

・単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

- (4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い  
インタークエストは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

### 3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

#### (1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換比率の決定にあたって、公平性・妥当性を確保するため、当社、インタークエスト、当社の親会社である鈴与株式会社（以下「鈴与㈱」といいます。）及びインタークエストの親会社である鈴与ホールディングス株式会社（以下「鈴与ホールディングス」といいます。）から独立した第三者機関である株式会社OAGコンサルティング（以下「OAGコンサルティング」といいます。）にインタークエストの株式価値の算定を依頼しました。

当社は、OAGコンサルティングから受けたインタークエストの株式価値算定結果をもとに、インタークエストとの間で慎重に協議を重ねた結果、本株式交換比率が妥当であると判断いたしました。

#### (2) 算定に関する事項

##### ①算定機関の名称並びに当社、インタークエスト、鈴与㈱及び鈴与ホールディングスとの関係

OAGコンサルティングは当社、インタークエスト、鈴与㈱及び鈴与ホールディングスから独立した算定機関であり、当社及びインタークエストの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

##### ②算定の概要

インタークエストの株式価値については、同社が非上場会社であり、市場株価が存在しない前提において、将来の収益獲得能力により評価することが適切との判断により、将来の収益獲得能力が反映されるディスカウントキャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）と、客観性及び市場環境が反映される類似会社比較法とで算定を行いました。

その結果、算定されたインタークエストの1株あたり株式価値の評価は以下のとおりであります。

なお、DCF法による算定における財務予測では、大幅な増減益を見込んでおりません。

算定方式	算定結果
DCF法	1,139円～1,444円
類似会社比較法	1,282円～1,291円

一方、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法により算定しました。具体的には、2024年11月7日を算定基準日として、算定基準日の終値株価（1株2,131円）、算定基準日を含む直近1ヶ月間の株価終値単純平均値（1株2,080円）、3ヶ月間の株価終値単純平均値（1株2,103円）及び6ヶ月間の株価終値単純平均値（1株2,219円）を採用しております。

以上を踏まえ、当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の本株式交換比率を算定しております。

#### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換に伴い、当社が上場廃止となる見込みはございません。

#### (4) 公正性を確保するための措置

本株式交換においては、当社の親会社である鈴与㈱がインタークエストの親会社である鈴与ホールディングスの支配会社でもあることから、本株式交換は、上場規程施行規則第436条の3第1号に規定する上場会社と同一の親会社をもつ会社等との取引であり、支配会社との重要な取引等に該当するため、本株式交換の公正性を確保する措置を講じております。

具体的には、当社は、当社、インタークエスト、鈴与㈱及び鈴与ホールディングスから独立した第三者算定機関であるOAGコンサルティングにインタークエストの株式価値の算定を依頼し、その算定に基づいて本株式交換比率を算定しております。算定の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」の「②算定の概要」をご参照ください。

また、当社は本株式交換に関する法務アドバイザーとして、明哲総合法律事務所を選任し、法的な観点から諸手続及び対応等について助言を受けております。なお、明哲総合法律事務所は、当社、インタークエスト、鈴与㈱及び鈴与ホールディングスから独立しており、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

#### (5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換においては、当社の親会社である鈴与㈱がインタークエストの親会社である鈴与ホールディングスの支配会社でもあることから、本株式交換は、上場規程施行規則第 436 条の 3 第 1 号に規定する上場会社と同一の親会社をもつ会社等との取引であり、支配会社との重要な取引等に該当するため、以下のとおり利益相反を回避するための措置を講じております。

##### ①当社における、利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認

本日開催の当社取締役会では、当社の取締役 9 名のうち、徳田康行氏、平野文康氏、道田隆典氏、大石素久氏、佐藤滋美氏の 5 名を除く取締役 4 名全員一致で、本株式交換に係る審議及び決議を行いました。

上記 5 名は、下表のとおり、インタークエスト及び鈴与㈱における役職を兼任しているため、利益相反回避の観点から、当社の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しておりません。

	当社	インタークエスト	鈴与㈱
徳田康行	代表取締役	取締役	理事
平野文康	取締役	取締役	参与
道田隆典	取締役	代表取締役	—
大石素久	取締役	—	理事
佐藤滋美	取締役監査等委員	—	参与

##### ②当社における、利害関係を有しない者からの意見書の取得

当社は、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、本株式交換に係る取締役会に先立って、当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている吉田芳之氏（取締役）、河合健一氏（取締役監査等委員）、杉田光秀氏（取締役監査等委員）の 3 氏に対して、本株式交換の目的並びに本株式交換比率を含む諸条件等を説明し、本株式交換が、(i) 本株式交換の目的の正当性・合理性、(ii) 本株式交換に係る手続きの公正性、(iii) 本株式交換に係る取引条件の公正性・妥当性の観点より、当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて諮問いたしました。（以下 (i) から (iii) を総称して「本件諮問事項」といいます。）

その結果、本株式交換については、本件諮問事項の観点より、当社少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨が記載された上記 3 氏連名の答申書を 2024 年 11 月 7 日付で入手しております。

意見書の概要については、下記「8. (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」をご参照下さい。

#### 4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	鈴与シンワート株式会社	株式会社インタークエスト
(2) 所在地	東京都港区芝四丁目 1 番 23 号	大阪府大阪市中央区南本町三丁目 1 番 12 号カネセ中央ビル 8F
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 徳田 康行	代表取締役会長 道田 隆典 代表取締役社長 岩松 教雄
(4) 事業内容	コンピュータソフトウェアの受託開発・開発支援、ソフトウェア製品の導入支援・アドオン開発、物流 IT コンサルティングサービス、人事給与アウトソーシング事業、データセンター・クラウドサービス事業	Web アプリケーションの開発・レンタル、Web サーバーの構築・レンタル、業務用ソフトウェアの開発・販売、情報処理サービス業及び情報提供サービス業、Web サイトを利用した広告宣伝業務

(5) 資本金	802百万円	80百万円				
(6) 設立年月日	1947年5月29日	1995年8月29日				
(7) 発行済株式 総数	3,000,000株	653,000株				
(8) 決算期	3月31日	3月31日				
(9) 従業員数	768人 (2024年3月31日現在)	94人 (2024年3月31日現在)				
(10) 主要取引先	株式会社N T Tグループ 日本電気株式会社 株式会社電通総研 他	情報サービス事業者各社				
(11) 主要取引 銀行	三井住友信託銀行株式会社 株式会社みずほ銀行 株式会社清水銀行 株式会社静岡銀行 株式会社三井住友銀行	株式会社りそな銀行 株式会社商工組合中央金庫				
(12) 大株主及び 持株比率	鈴与システムテクノロジー株式会社 12.07% 鈴与興産株式会社 11.40% 株式会社E N E O S ウイング 9.28% 三井住友信託銀行株式会社 4.64% 株式会社みずほ銀行 4.34% 鈴与建設株式会社 3.68% 株式会社清水銀行 3.51% 株式会社静岡銀行 3.51% 株式会社電通総研 3.51% 鈴与自動車運送株式会社 3.16% 株式会社イワタ 3.16% 清水食品株式会社 3.16% (2024年9月30日現在) ※持株比率は自己株式を控除して計算しております。	鈴与ホールディングス 68.61% 当社 31.39% (2024年11月8日現在)				
(13) 当時会社間 の関係	資本関係	当社はインタークエストの発行済株式総数の31.39%を保有しております。				
	人的関係	当社取締役3名及び当社従業員1名がインタークエストの取締役を兼任しております。				
	取引関係	当社によるクラウドサービスの構築・提供及びIT戦略策定等の経営指導				
	関連当事者への該当状況	インタークエストは、当社の持分法適用会社であり、関連当事者に該当いたします。				
(14) 最近3年間の財政状態及び経営成績(単位:百万円。特記しているものを除く。)						
決算期	当社(連結)			インタークエスト(単体)		
	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期
純資産	2,792	3,086	3,580	788	820	883
総資産	9,964	10,178	10,714	1,099	1,047	1,108
1株当たり純資産 (円)	949.05	1,049.30	1,259.73	1,207.97	1,255.94	1,352.86
売上高	14,458	15,503	17,160	1,003	1,037	1,154
営業利益	366	510	1,021	72	65	105
経常利益	405	553	1,067	75	66	107

親会社に帰属する 当期純利益	275	381	770	54	46	77
1株当たり 当期純利益(円)	93.61	129.71	265.20	82.82	71.97	117.92
1株当たり配当金 (円)	30.00	40.00	60.00	24.00	21.00	35.00

## 5. 本株式交換後の状況

本株式交換完全親会社である当社において、本株式交換に名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期の変更はなく、純資産及び総資産の額については現時点では確定しておりません。

## 6. 会計処理の概要

本株式交換契約に関する会計処理については、「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、「取得」として処理する予定であります。

なお、本株式交換に伴い発生するのれん（または負ののれん）の金額に関しては、現時点では確定しておりません。

## 7. 今後の見通し

本株式交換により、インタークエストは当社の完全子会社化となる予定です。なお、本株式交換が与える影響等については、精査中であり、今後、公表すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

## 8. 支配株主との取引等に関する事項

### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本株式交換においては、当社の親会社である鈴与(株)がインタークエストの親会社である鈴与ホールディングスの支配会社でもあることから、本株式交換は、上場規程施行規則第436条の3第1号に規定する上場会社と同一の親会社をもつ会社等との取引であり、支配会社との重要な取引等に該当します。

当社は、開示しているコーポレート・ガバナンス報告書に記載の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載のとおり、支配株主との取引等においても、一般取引と同様に、取引内容及び条件等を公正かつ適切なものとするにしております。

本株式交換においては、上記「3.(4) 公正性を確保するための措置」及び「3.(5) 利益相反を回避するための措置」を講じており、これらの対応は、上記指針に適合していると考えております。

### (2) 公正性を確保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本株式交換は、支配株主との重要な取引等に該当することから、当社は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討し、さらに上記「3.(4) 公正性を確保するための措置」及び「3.(5) 利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を確保し、利益相反を回避した上で判断しております。

### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、上記「3.(5) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものでないこと確認することを目的として、当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている吉田芳之氏（取締役）、河合健一氏（取締役監査等委員）、杉田光秀氏（取締役監査等委員）の3氏に対して、本件諮問事項について諮問いたしました。

その結果、2024年11月7日付で、大要以下のとおり、3氏連名の答申書を受領いたしました。

(i) 本株式交換の目的の正当性・合理性に関する事項

当社が属する情報サービス産業では、市場環境の急速な変化や競争の激化もあり、多様化する顧客ニーズへ対応の強化や更なる事業拡大に向け、よりスピード感をもって事業に取り込むことが重要である。

当社は、2025 中期経営計画の経営ビジョン「徹底した現場力の向上による収益構造の改革」の中で、ソリューションサービス及びクラウドサービスの各事業領域において、収益力の強化を進めており、その過程において、これまでも情報サービス事業での技術力や実績を確認できているインタークエストを完全子会社化したことによるシナジー及び企業価値向上効果の説明に不合理な点はなく、適切な判断と考えられる。

よって、本株式交換は、当社の企業価値向上に資するものと認められ、その目的は正当性・合理性を有するものであると考える。

(ii) 本株式交換に係る手続の公正性に関する事項

本株式交換において、当社は、関係各社から独立した第三者算定機関であるOAGコンサルティングにインタークエストの株式価値の算定を依頼し、その算定に基づいて本株式交換比率を算定している。

また、当社は本株式交換に関する法務アドバイザーとして、明哲綜合法律事務所を選任し、法的な観点から諸手続及び対応等について助言を受けている。

更に、利益相反を回避するための措置として、少数株主の保護の観点を最大限考慮し、取締役会における本株式交換の審議及び決議については、支配株主との重要な取引等を行う際の対応として、契約当事者における役職の兼職者のみならず、当社の支配株主である鈴与(株)との兼職者も参加させないこととしている。

これらのことから、本株式交換においては、適切に公正性を確保する措置を講じており、本株式交換に係る手続は公正なものであると考える。

(iii) 本株式交換に係る取引条件の公正性・妥当性

本株式交換においては、上記(ii)に記載のとおり公正性を確保する措置を講じたうえで、当社とインタークエストの間で慎重に協議を重ねて本株式交換比率が決定されている。

また、本株式交換比率を算定する株式価値に関しては、当社については市場株価法が採用されている一方で、インタークエストについてはDCF法及び類似会社比較法によって算定した結果のレンジの範囲内で認定していることが認められることから、本株式交換の条件は公正であり、妥当なものであると考える。

上記(i)から(iii)のとおり、本株式交換の目的は正当性・合理性を有すると考えられ、また、本株式交換に係る手続は公正であり、取引条件も公正・妥当であると考えられることから、本株式交換は少数株主にとって不利益なものでないとする。

## II. 子会社（特定子会社）の異動について

### 1. 異動予定日

2024年12月2日（本株式交換の効力発生日）

### 2. 異動の経緯

本株式交換により、その効力発生日をもってインタークエストは当社の連結子会社となります。

なお、インタークエストの資本金の額は、当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、同社は当社の特定子会社に該当することになります。

### 3. 異動する子会社（インタークエスト）の概要

上記「I. 4. 本株式交換の当事会社の概要」をご参照下さい。

4. 異動前後における所有株式数及び議決権の所有割合

	所有株式数	議決権の所有割合
異動前	205,000 株	31.39%
異動後	653,000 株	100.00%

5. 今後の見通し

本株式交換に伴う子会社の異動による当期以降の業績に与える影響等につきましては精査中であり、今後、公表すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

6. 支配株主との取引等に関する事項

上記「I. 8. 支配株主との取引等に関する事項」をご参照下さい。

以 上